



保育施設等における新型コロナウイルスへの 対応方針について



ターゲット 3.3

令和2年4月20日

郡山市こども部

こども育成課

担当：橋本 徹

TEL：924-3541

【4/20 16:30 発信】

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに、肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対応する」

国において緊急事態宣言を全国に拡大したことを受け、新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等の対応方針を別添のとおり改定しました。

改定の概要は、以下のとおりです。

1 基本方針

認可保育施設、認可外保育施設等は開所とするが、感染拡大防止の観点から、可能な限り家庭で保育を要請する。

2 保育料の減額

- (1) 認可保育施設の利用を自粛した場合には、保育料は日割り計算により減額します。
- (2) 認可外保育施設の利用を自粛した場合には、現在、検討中です。



ウェブサイトに
アクセスできます。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/covid19/23690.html>

新型コロナウイルス緊急事態宣言に伴う保育施設等対応方針

基本方針

認可保育施設、認可外保育施設、一時預かり施設、放課後児童クラブ、地域子ども教室は開所とするが、感染拡大防止の観点から、可能な限り家庭での保育を要請する。

ただし、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭など仕事を休むことが困難な方の子どもについては保育の提供を行う。

また、子育て支援施設、子どもの遊び場の屋内施設については、当面の間、原則休館とするが、同施設内の一時預かり事業については実施する。

※幼稚園については、令和2年4月17日付け2文第251号で福島県総務部長より「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について（依頼）」を发出。

【内容】

- ・ 4月21日（火）～5月6日（水）まで臨時休業
- ・ 医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の子ども等については、預かり保育が提供できるよう適切な対応をお願いしたい。

対象者・対象施設等

対象者…児童及び職員

対象施設…認可保育施設（公立・民間認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園）、認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む）、一時預かり施設、放課後児童クラブ、地域子ども教室、子育て支援施設（ニコニコこども館、東部・西部・南部・北部地域子育て支援センター）、子どもの遊び場

※民間施設に対しては、「要請」とする。

新型コロナウイルス感染時の対応等

1 新型コロナウイルスの感染者が確認されていない場合

(1) 可能な限り家庭での保育を要請する。ただし、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方などの子どもについては保育の提供を行う。

(2) 登所前に対象者の検温

以下の場合には、当該対象者は登所停止

- ① 発熱（37.5度以上 以下同じ）や呼吸器症状が認められる場合
- ② 解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間

(3) 対象施設において発熱、呼吸器症状が出た場合には、速やかに降所

2 対象者が新型コロナウイルスに感染した場合

当該施設を14日間、臨時閉鎖

当該施設利用の全児童、全職員について健康調査実施

臨時閉鎖中に施設の消毒実施

3 対象者の同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合

(同居家族が濃厚接触者となり発熱等の症状が出た場合を含む)

- (1) 当該施設は、一日臨時閉鎖(消毒実施)
- (2) 臨時閉鎖中に、職員は自分で健康調査(セルフチェック)
- (3) セルフチェックで問題がない職員は、臨時閉鎖中出勤し、当該同居家族に対する健康調査及び施設の消毒を実施
 - ①調査の結果、濃厚接触等、感染が疑われる対象者の場合
当該対象者は、14日間登所を停止
 - ②調査の結果、問題がない児童
臨時閉鎖終了後、通常どおり登所

4 感染者等の確認に日数を要する場合

上記2及び3において、濃厚接触者の特定及び健康確認に日数を要する場合には、施設の閉鎖及び自宅待機はその期間とする。

5 複合施設の取り扱い

久保田、大槻、安積、柴宮及び大成保育所においては、①保育所、②一時預かり施設のいずれかの施設において2及び3の事象が発生した場合には、すべての施設で同様の対応とする。

6 市の要請による保育施設の臨時閉鎖、登園自粛に伴う保育料の取り扱い

保育料は、日割り計算により、保護者に還付。

認可外保育施設についても、同様の内容で検討中。(詳細については後日通知)

※幼児教育・保育の無償化の対象外である住民税課税世帯の0～2歳児の保育料とする。

7 対象施設におけるイベントについて

- (1) 屋内で実施されるイベント等は、原則中止。
- (2) 屋外で実施されるイベント(運動会等)であっても、「クラスター3条件(密閉、密集、密接)」に該当する場合には、原則中止、又は延期。

8 保育所等運営上の留意点

- (1) 定期的な換気
- (2) 施設のコまめな消毒
- (3) 手洗い、手指消毒の励行
- (4) 咳エチケットの励行